

三木町告示第 144 号

選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 11 日

三木町長 伊藤良春

三木町条例第 11 号

選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

選挙公報の発行に関する条例（昭和38年三木町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 委員会は、前項の規定によるもののほか、新聞折込みその他これに準ずる方法により同項の配布に代えることができる。この場合において、委員会は、町役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。